

平成24年流山市教育委員会第7回定例会会議録

- 1 日 時 平成24年7月26日(木)
開会 午前 10時00分
閉会 午後 0時10分
- 2 場 所 流山市役所委員会室
- 3 出席委員 委 員 長 奈良 文雄
委員長職務代理者 辻 孝
委 員 加藤 和代
委 員 小林 晃一
教 育 長 後田 博美
- 4 傍聴者 なし
- 5 出席職員 学校教育部長 杉浦 明
学校教育部次長兼学校教育課長 亀田 孝
教育総務課長 武田 淳
指導課長 大重 基樹
生涯学習部次長兼生涯学習課長 直井 英樹
公民館長 戸部 孝彰
図書・博物館長 鈴木 忠
- 6 事務局職員 教育総務課長補佐 平川 誠治
教育総務課庶務係長 大作 正巳
教育総務課庶務係主査 新倉 英之
- 7 議案
第19号 流山市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
第20号 流山市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
第21号 平成25年度使用小学校・中学校用教科用図書の採択について
- 8 議事の内容

(開会 午前10時)

奈良委員長

ただいまから、平成24年流山市教育委員会議第7回定例会を開会いたします。

まず、平成24年流山市教育委員会議第6回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘がございますか。

(特になし との声あり)

奈良委員長

特になしということですので、承認ということにいたします。

それでは、教育長報告をお願いします。

教育長

小中学校では児童・生徒に大きな事件や事故もなく1学期が終了しました。

各学校の除染作業は、8月中に終了することができる目途が立っており、現在、ほとんどの学校が校庭の表土のすき取り作業に移っていく段階になっています。2学期からは放射線問題に気を遣うことなく学校生活を送ることができるものと考えております。また、通学路の交通上の危険箇所については、教育委員会、学校、PTA、警察といった横断的な連携をとりながら、対応策について話を進めているところです。土地を購入するようなことについては時間が必要ですが、できるところから早急に取り組んでまいります。

次に、このところ盛んに報道されているいじめの問題です。いじめゼロを目標に立てたとしても、私は、いじめは必ずあるということを前提に対応しなければならぬと考えます。ゼロという数字を挙げるために物事を考えていくと、見えるものも見えなくなると思うので、「ある」という視点を持ち、共通理解をして対応していくのが重要だと思います。8月21日に校長会がありますので、そのあたりについて周知しつつ、情報の交換や対策についても検討し、早期の対応及び解決を図っていきたいと思います。流山市では、子ども専用いじめホットラインという窓口を設置しており、24時間態勢で相談に応じております。これについては、8月1日号の広報ながれやまに掲載してPRをいたします。

次に、流山市教育委員会の計画訪問についてです。これは、指導課が中心となって各学校を訪問し、各学年の1学級が授業を展開して、その内容について協議しながら指導法について周知していくものです。6月5日に江戸川台小学校、6月21日に東深井小学校、7月3日に八木南小学校で実施して、授業ごとに協議を行いました。授業の様子を見ると学級の様子がよく分かりますの

で、今回計画訪問を実施した部分で考えますと、今のところ流山市は生徒指導上は非常に安定していると思います。

次に、千葉県教育委員会東葛飾教育事務所の計画訪問が、6月28日に南流山小学校で開催されました。こちらも、授業をもとに県の指導方針について指導を受けました。特徴としましては、流山市は平成9年から市内の小中学校を南部地区と北部地区に二分しまして、双方向で授業を展開するとともに、授業を見合って小中学校の連携を図っていくという、教職員の学びの場としての機会と捉えて実施しております。小学校と中学校の授業の方法又は指導の方法のあり方等について共有したり、その違いを明確にして取り組んでいく機会にしたいと思います。

次に、7月12日から23日まで、中学校総合体育大会の葛北支部大会が開催され、今年は214名の選手が県大会に出場します。7月25日に出場選手の激励会を開催しました。選手たちには、自己実現の一環として頑張ってもらいたいと思います。

次に学校給食関係ですが、7月2日に北部中学校、7月6日に南流山中学校、7月9日に西初石中学校、7月11日に八木中学校、7月17日に八木南小学校の共同調理場で学校給食給食調理場運営委員会が開催されました。校長、学校医、栄養士、調理員、PTAの代表を交えて、給食を試食して、意見や感想を伺って、今後の給食に生かしていく狙いで実施しているものです。現在のところ、どの調理場も栄養価、味、食材の吟味や調理方法等について、かなり良い評価を得ていると考えています。

次に、歯科健歯コンクールで西初石中学校が千葉県最優秀校に、小山小学校が優秀校に選ばれました。西初石中学校は全国大会に行くということで、学校歯科医の先生方の御協力、学校と家庭の連携が実を結んだ結果だと思えます。

最後に生涯学習関係ですが、7月24日に姉妹都市である石川県能登町の29名の児童が流山市を訪れまして、生涯学習センターで流山市の児童15名と交流会を実施しました。未来芸術家の遠藤一郎さんという方が、未来への夢を書き込んだ連凧を飛ばして交流を図りました。7月31日から8月3日までの3泊4日で流山市の児童が能登町の自然体験学習ツアーに参加する予定です。

奈良委員長

ただいまの教育長報告に関して、質疑等ございますか。

辻職務代理者

いじめについての御報告がありましたが、今回の社会的な状況を受けて、文科省がそれぞれの教育委員会にいじめの状況調査をするということがメディ

ア等で取り上げられています。流山市における状況について説明していただけますか。

学校教育部長

いじめ又は子どもの自殺については、流山市でも平成8年4月に痛ましい事案がありました。その検証又は調査をしていく中で、子どもたちの学級生活のあり方や仲間関係の作り方等の様々な提言に基づいて、学校もそれまでの子どもたちの小集団の活動等を見直してまいりました。

いじめの調査については、国の調査が年に1回、年度末に行われてきました。市では、それに加えて子どもたちが新たな学年になった直後の6月の時点、夏休み後の状況を踏まえた10月の時点と合わせて、学期ごとに年3回の調査を行い、数字的なものを明らかにしつつ、個々のケースはどうなっているかを検討して、教育委員会としても取組を進めております。次に、最近の調査の概要について、指導課から説明申し上げます。

指導課長

流山市では、年3回のいじめの調査を行っています。国が行う調査は、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査というもので、1年間を見通した調査となっています。国の調査は、いじめのほか校内暴力、器物破損等の問題を全て網羅した調査です。流山市が独自に行っている年2回の調査は、いじめにスポットを当てての調査です。お手元の資料は、それぞれの年度末の国の問題行動調査の集計です。平成23年度を例にしますと、それぞれの学年でいじめがこれだけ起きていることを表しています。小学校で合計126件のいじめが起きていることが確認されています。解消件数は111件で、解消率は88.1パーセントとなっています。いじめの認知に関しては教師が報告しているのですが、その根拠となるものに関しては、例えばいじめアンケートや中学校では生活ノートという担任と生徒が毎日取り交わすノートの中で、こんなことに悩んでいるというような事例、あるいは休み時間の教師の観察等様々な観点から担任教師がいじめではないか、と認知したものがここに挙げられています。

もう一点ですが、平成18年度からいじめに関する定義が変わりました。これにより、いじめられた児童生徒の立場に立ったものに見直されました。その子自身がいじめられていると感じたものであれば、全てをいじめ件数としてカウントすることになったものです。

その下の表にいじめの形態が載っています。冷やかし、からかい、仲間はずれ等の割合が多いのですが、パソコンや携帯メール等の書き込みについても、

中学校で3件報告されています。

また、流山市では流山子ども専用いじめホットラインという相談窓口を設けております。24時間態勢で子どもたちのいじめに関する相談に応じています。平成23年度は23件の相談がありました。小学生で20件、中学生で2件、大人の方からの相談が1件でした。

小林委員

今回の大津市の事件を見ていて、いくつか考えなければならないことがあると思うのです。今、指導課長から御説明がありましたが、いじめがあったことに対してどう対応するか。これはもちろん大切なことなのですが、大津市の事件では、教育委員会として我々も考えなければならないことがいくつかあります。

一つは、あの事件があったときに誰がどう対応したか、その対応の仕方が非常に不適切だったということ。それだけではなくて、制度的、構造的問題があったのではないかということが窺われます。そこから発展して、市長が謝りましたが、教育委員会の中で起きたことについて市長が謝るということはどういうことなのか。教育委員会という国の制度そのものの矛盾に行き着くわけです。大津市の市長は、「教育委員会はいらない」という趣旨の発言もしています。「教育委員会があるせいで自分は事情が分からなかった」という問題意識らしいのです。そういうことを言われざるを得ないという構造的な欠陥が教育委員会にあるのではないかという指摘がマスコミで報道されています。その中で、教育委員会といっても出てくるのは教育長だけではないか、教育委員長や他の教育委員は何をしているのだ、という批判がありました。これは、批判されて当然という問題を抱えていると思います。あれほどの大きな問題が起こって、今後裁判になった場合、訴訟の対象は国になると思いますが、その前に教育委員会とか、市とか、現場の学校とか裁判の中でいろいろなことが出てくるでしょう。こういうことについて、他人事ではなくて、私たち教育委員も現場の皆さんも一緒に考えていかなければならないと思いました。そこで一つ提案をしたいのですが、今回の問題について、現場の中でプロジェクトチームのようなものを作って、徹底的に研究してみたらどうかと思うのです。新聞やインターネットを調べて、どこでどういうことが起きて、どの時点で誰がどんなことをしたか。隠蔽と言われるけれども、本当は情報が伝わっていたのに、それが隠蔽とされてしまったとか、おそらくかなりの情報が集まると思うので、それを一つのスタディとしてまとめた上で、もしも同じことが流山市で起きたとしたらどう対応できるだろうか、という研究をしてみたいと思います。

これは大変だと思いますが、教育委員の我々にも連帯責任がありますので、その結果を報告していただきたいと思うのです。

それと、教育の現場というのは組織的に動くことができません。つまり、先生と子どもという一対一の関係ですので、ビジネスや役所のように組織で問題を解決することが非常に難しいと思うのです。マスコミで言われているおかしなことは、学校の現場の評価の制度が厳しくなった結果、情報が上がらなくなったという意見を述べる人がいるのです。つまり、一人ひとりの教師の失点を防ぐためには問題をなくしておかなければならないから、報告が上がらないというものです。しかし、これは評価の制度の問題ではなくて、評価の仕方の問題です。いずれにせよ、今回の事例をもとにプロジェクト・スタディをやってみたらどうかと思います。

教育長

本市では、平成8年の事故の後、将来に向けた学校教育のあり方や改善策について、大学の教授等を入れて議論をし、結論を出しております。このことについては、毎年、校長会等で話をしています。学校における危機管理システムの確立ということで、例えば、相談箱を設けたり、スクールカウンセラーが児童生徒の悩みの相談に応じたり、また、相談箱に書き込みがあった場合は一両日中に対応策を打ち出すとか、5日以上経っても解決しない場合は、別途に具体的な方針を作るとか、現在でも指針となるものがたくさんあります。また、ブログ等による中傷の被害に遭った子もいたので、その時はプロジェクトチームを作って、個別に対応しています。今回の大津市のような事例が、流山市でもいつ起きるか分かりません。よく検討させていただいて、方向性を見出していきたいと思います。

それから、こういった事件が起こった場合、実際には教育委員長というよりも、事務局として教育現場をお預かりしている者が詳細を把握しているということで、発表の場に出ることになったのだと思います。教育委員会の組織がいかにあるべきかということは別にして、大津市の場合、当初述べられていたことからどんどん情報が変わっていったために、大きな不信感に繋がったのではないかと思います。今後、万一何か起こった場合には、教育委員会議に御報告する中では、経過も踏まえて報告し、それをもとに御意見、御指摘をいただけたらと思います。

教育とは、日本人の人数分の教育観があると思います。どうしても学校現場のことを語る場合には、責任者である校長が話をします。その際も、十分に事実関係を整理してから話をしなければなりません。そのために、「調査中です」

などと説明すると、そこだけを取り上げられて、頼りない対応だと言われます。流山市では、これまでも様々な経験をしてきておりますので、今回のような事例についても、我々は危機感を持って対応していくことに変わりはありません。

小林委員

いじめをなくすことや、いじめをどう解決するかももちろん大事ですが、私が一つやっていただきたいことは、大津市と同じことが流山市で起きたとした場合に、流山市の教育委員会は、組織としてどういうプロセスでどういう対応をしていくかというシミュレーションをしてほしいということなのです。今回の事件でも、一人ひとりは一生涯懸命やっていると思うのです。しかし、それが現在の情報社会においては、整理された情報だけではなくて、様々な情報が流れてしまうのです。発表する前に、いろいろな情報がインターネットで日本中、世界中に散らばってしまう状況において、どういうプレゼンテーションの仕方、逆にどういう情報の出し方をしないと、どういう事が起きるのかを勉強しておかないと、組織が持たなくなってしまう。これは、企業でも政治の世界でも同じです。学校で、一人ひとりの先生が一生涯懸命やっていることとは別に、組織として、こういう情報があったら、どこがどう処理して、どういう形で誰にプレゼンしていくかということが大事です。そうしないと組織が持ちません。悲しいことですが、こういう世の中になっていて、それに対応できない者は、企業も政治もどんどん沈んでしまうのが現実ですから、是非、そういうことをやっていただきたいです。

教育長

学校や教育委員会が持っている危機管理マニュアルのほか、文科省から配られている資料にも対応の仕方が書かれています。しかし、書いてあることが実際の場面でどのように機能するかは別問題ですので、プロセスとして対応できるように、教育委員会として大枠としての流れを定めておかないと、今回の事例のように、情報が前後してしまったり、組織としての統一感が全くない状況では、今後、どう生かして対応していくかさえ分からないことになってしまいますので、本市としてもよく検討してまいります。

小林委員

少し突飛な例かもしれませんが、かつて雪印乳業が牛乳の生産過程で衛生処理が悪かったことについて、現場の従業員がその情報を流したことによって、会社の崩壊にまでつながったことがありました。あの事例では、食品による被害者は一人もいなかったわけです。現場の品質管理システムの中の極めてテク

ニカルな問題の処理なり発表の仕方なりを誤ったために、もっと隠していることがあるのではないかとどんどん事態が大きくなって、ついには会社が破綻してしまっただけです。

今回の大津市の事件でも、確かに非常に悲惨な事件ですし、現場では被害者も加害者も同じ学校の生徒ですから、それに対応することは非常に難しく、難しいなりに対応したのでしょうか。しかし、組織としての初期の対応が悪かったために、あのような状況になってしまったわけです。こういうことを防ぐにはどうすればよいかという視点を持たなければなりません。そのためには、いじめそのものも難しい問題ですが、こうした事件が起きたときの対応を組織としてきちんと考えておくことが重要です。基本的には情報の開示ということになりますが、開示するといっても初めから何でも開示すればいいというものではなくて、開示したことによって利害の対立がますます大きくなることもありますし、だからと言って隠せばいいというものでもない。どの段階でどういう形でどれだけ開示すればいいのかということについて、現場の問題としてではなく、教育委員会という行政組織としての対応の仕方を考えてほしいのです。

辻職務代理者

小林委員の御指摘は、教育委員会としての方向性といいますか、今回の事例を一つのモデルケースとして教育委員会のあり方を考えるということだと思います。これは、先般、流山市で起こった断水のケースでも言えるのですが、情報の開示速度というか、教育委員会内の情報のシェアの速度が一般的に考えると遅いと思いました。今は、子どものいる家庭でしたら安心安全メールで一瞬にしてどこでどんな事件が起きたか分かるようになっています。保護者の方はそれを瞬時に見ていて、子どもたちに直ぐに連絡するという機動力があります。逆に言えば、教育委員として我々が参加している以上、我々もできるだけ早く情報を知るべきだろうと思うわけです。ですから、教育委員会としてどうあるべきか、今回の事例を材料にして考えることは重要だと思います。

それと、教育委員会と学校、学校と子どもということも、はっきりさせるべきだと思います。それは、いじめに関する資料の数字です。先ほど文科省の定義が変わったというお話がありましたが、いろいろな現象に対して数字を上げておられるわけですね。これを見ても、全部まとめた結果しか見えないのです。実際のところ、おそらく現場レベルではもっと細かい分類をし、それぞれの場合に、どのように対応するかということを考えておられると思います。そのあたりについても、できれば一度御報告していただいて、それを考えるための仕組みがどうなっているのか。先ほどのモデルケースと同じで、現場対応に

対する動きとしてどういうことができるのか。文科省の基準は基準として、流山市として見た場合に、大事にしているところはどこか、基準はどこに置くのか、もう少し考えてみてもいいのではないのでしょうか。件数の多い少ないについても、果たしてそれだけで評価していいものなのか。それから、いじめの解消件数と残っている件数をどのように評価しているのか。未解消の部分に問題があるのか、あるいは、ここに見えないものに問題があるのか、いろいろな観点で考える機会にすべきではないかと思います。

我々が子どものときもそうでしたが、学校に限らず、人が集まる場所では、一つの不十分さとか、考え方の違いに基づくずれというのは、人間がいる限り存在するものです。しかしながら、いじめられている側、被害者側の保護が急務であって、実際に行われていることが、大津市の事例のように非常に重い問題であれば、単なるいじめではなくて、加害であるとして線引きを考えなければならぬだろうと思います。単純な問題ではないと思いますが、学校の中で済ませてしまっていることと、そうでないことは明確にあると思います。いじめの行為も本当に悪意をもってやっているかと言われると、その子たちも救ってあげなければいけない状況にあるのかもしれないことは否定しません。しかしながら、被害者保護の観点に立てば、持続的な行為が最終的にもっと大きなものに繋がらないようにするための段階はあるのではないのでしょうか。それを考えて議論する場を一度設けていただけたらと思います。

小林委員

このように考えていただきたいのです。教育委員会というのは、学校現場とは直接関係のない立場の我々4人の教育委員がいて、事務局の方々は、この教育委員会に報告して、そこで承認を得れば次のプロセスに進むことができるという組織体になっているわけです。経常的な仕事のやり方はそれでいいと思うのです。しかし、今回の大津市の事件のようなことが起きた場合には、報告を受けているだけではなくて、我々教育委員も連帯責任を負うことになるわけです。今回の大津市の事件は、犯罪行為に近いものであり、そうであるからこそ、警察の捜査も入っています。つまり、日常的な問題とは全く異なる大きな事象が起きたときには、我々教育委員も事務局の皆さんに向かっているのではなくて、世間一般に向かって連帯責任を負わなければならないわけです。被害者の保護者からクレームが来たときにどう対応したらいいのか、組織全体として対応するというのを考えなければならないと思います。その際に重要なのは、やはり情報の共有です。クリティカルな情報は、我々教育委員も含めた全員が同じ情報を持っていないわけですから、どういう情報をどこ

まで上げて、どうやって動くかということを考えていただきたいのです。

教育長

いじめについては、解決することも大事ですが、まずは事実を把握し、認識しなければならないということです。いじめゼロを目指すのですが、ゼロと報告することを目指すのではない。人間が2人以上いれば何らかの形で起こるだろうと考えるわけです。子どもたちをお預かりしているわけですから、これを解決しようとするプロセスが重要なことで、むしろこれは人間的な教育を行うために重要なことであると思います。情報を知らせる段階で、フィルターをかけているわけではなくて、どんな方法でお知らせするかについてはもう少し考えさせていただきたいと思います。それから、窓口を一本化するということが重要です。窓口が複数あると様々な人がそれぞれ別な発言をしてしまうおそれがあり、混乱しますので、内部で十分に共通理解ができた情報を提供していくことが必要です。こうしたケースにおける対応方法は、御指摘の部分も含めて十分に検討していきたいと思います。

小林委員

このような非日常的な事象が起きたときには、日常的対応をしてはいけないわけです。組織としてしっかりとした体制を確立していないと組織を守ることにはできません。大津市の事件でも、いじめアンケートや子どもに接している教師は大変な情報を持っているはずで、それをどうやって処理して、どこでどういう情報提供していけばよいかということを考えないといけない。組織として、機構として動く体制を作らなければならないと思います。

加藤委員

組織の危機管理の話といじめの現場の問題の話と二つあるわけで、今回は組織の危機管理が大きく注目されていると思います。2年ほど前に教育委員の研修会で危機管理のことが取り上げられていました。その中で、船場吉兆の不祥事の件が話題になりました。記者会見の方法が悪くて、結局、会社の破綻につながってしまいました。その事例も出して、記者会見の仕方や情報開示の仕方、窓口の一本化等について、危機管理の専門家に説明していただいたものです。事件が起きたら、いつ記者会見して、誰が謝罪するかなどマニュアル化するというものです。危機管理ができるかどうかは、組織の存続に関わるものです。

文科省のホームページにはいじめの定義、いじめが起きたときにどう対応するか、この二つが掲載されています。いじめの定義については、平成18年からいじめられている子の気持ちになっていじめかどうか判断するとされています。どう対応するかについては、学校や家庭等いろいろなことが書かれてい

ます。その中で、学校の先生は複数でじっくり話し合っただけで判断するように、とされています。そして、定義には、ただし書きで「けんかは除く」と書かれています。今回の大津市の対応を見てみますと、生徒からいじめの相談があつて、複数の先生が相談して、けんかと判断したと報道されていたと思います。それを考えると、いじめの対応のマニュアルも守られているし、対応した先生に落ち度はないこととなります。そうすると、いじめなのか、けんかなのか、あるいは犯罪なのか、いじめを見過ごしてしまうのはどういう状況のときか、対応を誤ってしまうのはどういう状況のときか、という点をシミュレーションしてみても、なぜ見過ごしてしまったのか、正しい判断ができるように練習しておくべきです。

小林委員

中学2年生が自殺したという事実は、生徒自身よりも周りに原因があつたと思ふべきです。大津市の教育委員会は、当初、自殺といじめは関係ないと思ふと述べていました。逆に、関係あると思ふと言つた方がその後の問題は難しくならなかつたのではないかと。つまり、発表の仕方を誤るとこういふことになってしまうわけで、どこまで行つても関係ないといふ言えなくなつてしまつたわけですね。市長も、最初は関係ないといふていたのですが、よく話を聞いてみると、状況から考えていじめが原因といふ考えられないといふことになつてしまつた。しかし、加藤委員が言われたように、今後、裁判になつたら、どこまでがケンカでどこからがいじめだといふ定義で争うことになると、誰も悪い人はいないことになるかもしれない。それでは、世間は納得しないといふことを考えなければなりません。

教育長

この事件も、一番最初はいじめようといふ意図はなくて、悪ふざけだったのかもしれない。小さい子どもたちによくあるのですが、誰かをちょっと突つてついでにその子が泣いたりすると、あの子はすぐ泣くといふて、面白がつてゲーム感覚でやつていく。そこで教師が注意することによつて、解消することもあります。一方で、担任の目、保護者の目の届かないところでつていく側面もあります。ですから、いじめの判断は非常に難しいものです。ただし、学校における生活の様子が変わるとか、持ち物が頻繁になくなるとか、登校時間が遅れるよつたよつたとか、現象面で捉えられるところを見逃さないよつすべきです。目の前でいじめられているのを見るのを待つて対応するのではなくて、入口のところで丁寧、シビアに見ていなければなりません。

委員の皆様からいただいた意見の中で、学校で起きた問題をいかに把握するかということと、それに対する学校現場の対応がどうなのかということについて、情報を共有すること、そして、組織的にどう動くのかという意見がありました。

乙武さんという四肢がない方がいらっしゃいます。学校の先生をされていた方です。この方が、自分がこういう状態なので、先生方の中には自分を認めない、あるいは嫌う人、批判する人もいて辛かったと述べておられます。

大津市の問題がこれだけクローズアップされている状況の中でも、子どもの髪の毛を焼いたとか、飛び降りろと言われて飛び降りて骨折したなどの話を聞きます。今、夏休みですが、流山市でも数年前、常盤松中学校の生徒が呼び出されて、怪我をして、意識不明になったという事例もありました。

最近、評論家等がいろいろなことを言っていますが、その中で、学校評価制のことがよく指摘されています。上司に何か相談したときに、処理する能力がないのではないかと上司から見られることを恐れる若い先生がいるという話がありました。

それから、大津市の加害者とされている生徒は、遊びだったと主張しているようです。いじめなのか犯罪なのかも気になるところです。先ほど加藤委員もおっしゃっていましたが、マニュアルどおりということもあります。しかし、こういうことが起き得るということを想定した上での対応について、方策を練ることも必要だと思いました。

私のように教育が専門でない者が、教育委員という立場にいることの意味も考えておかなければなりません。今回の事件で、大津市の市長が、教育委員会があったせいで自分は事情が分からなかったという発言をしているわけです。教育委員会としてはこういうことを起こしてはいけないのです。もし、同じことが流山で起きたとして、教育委員である我々が事情を知らなくて、市長が謝るということになってはいけないので、そうならないようにするにはどうすればいいのかを考えなければならない。大津市では未だに教育委員長もその他の教育委員も我々も悪かったということは言っていません。私は、市長が謝ったときに、教育委員も一緒に謝るべきだと思います。レイマンコントロールという言葉がありますが、経常的なことは現場の皆さんにお任せしているわけです。ただし、生徒が自殺するなどという非経常的なことが起きたときに、組織としてどう対応するかということは、我々も連帯責任を負っているわけですから、我々も意識しなければならないと同時に、事務局の皆さんも我々をどう動

かすかということも考えていただきたいということです。

教育長

レイマンコントロールというお話もありましたが、教育現場というのは、今回の事案をみても、いかにも閉鎖的な感じがして、自分たちが方向性を見出すのが本当によかったのかということ問われているような事案だと思います。教育委員会制度がどうかということは置いておいて、教育委員の皆様には、今日のように様々なお立場でお話していただくことは、事務局あるいは学校の運営を支える者としては非常に重要だと考えています。私たちは、文科省のマニュアルに従って対応します。今年の3月には、もしも自殺が発生したら学校はどう対応するかという冊子が文科省から配られていて、そのとおりに行ったという発言をしている人もいます。冒頭に申し上げたように、いじめを全く起こさないという確約はできません。ただ、そのための努力はしなければなりませんし、もし起こってしまった場合はどのように対応していくかも含めて、今後様々な御意見をいただきながら検討してまいります。

奈良委員長

いじめの問題は、今後も続くと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、教育長報告は以上で終了します。

これより、議事に入りますが、議案第21号「平成25年度使用小学校・中学校用教科用図書の採択について」は、委員として公正な立場での意見が公開されることにより損なわれることのないよう、特に非公開で会議を進めたいと思ひますが、御意見はござひますか。

(非公開で願ひします との声あり)

奈良委員長

それでは、議案第21号につきましては、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により、非公開とし、本日の議事日程につきまして当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告(3)の後に繰り下げたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長

これらの議案につきましては非公開とし、各課等報告(3)の後に審議することとします。それでは、議事に入ります。

議案第19号「流山市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の

制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 (市立小中学校の組織運営体制の一層の充実を図るため、教員として新たに副校長及び主幹教諭を設置するほか、学校事務職員として主査を設置する旨を説明)

奈良委員長 本案について、質疑等ありましたらお願いします。

辻職務代理者 議案そのものに意見はないのですが、今後の運用について、例えば大規模校に副校長を置く可能性があるということで、一律ではなくて必要に応じて弾力的に人を配置する仕組みにしておくということでしょうか。

学校教育部長 そのとおりです。

辻職務代理者 現時点でいくつかの学校を考えておられるのですか。

学校教育部長 南部中学校には教頭が2人配置されております。いわゆる複数教頭制というものです。人を配置する県との兼ね合いもありますが、今後の状況を見ながら1人を副校長にするということもあり得ます。それと、平成27年度開校予定の新設校も規模的に大きなものになりますので、その人事配置も見込んで計画していきたいと考えています。

加藤委員 この規則には事務長等の職務内容が書かれていますが、校長、副校長、教頭、主幹教諭の職務はどこで定められているのですか。

学校教育部長 管理規則では、教員以外の職員の職務を定めています。教員については、学校教育法及び学校教育法施行規則で定められているので、市の規則には規定していないものです。

校長は、「校務をつかさどり、所属職員を監督する」と規定されています。

主幹教諭は、「校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる」とされています。

校長が学校全体を掌握する。教頭は、校務を整理する。その校務一部を主幹教諭が行うことも可能であり、なおかつ授業もするという位置付けです。

小林委員	この規則とは別に、学校の中で校長の権限で組織を作ることはできるのですか。
学校教育部長	学校の中では、教育課程の実施に係るもの、生徒指導に係るもの等、様々な校務があります。それを、どの職員に何を担当させるかは、校長が校務分掌を定めて職務の割り振りを行っています。
小林委員	例えば、いじめ問題を専ら担当する先生を置くことはできるのですか。
学校教育部長	それは可能です。どの学校にも生徒指導担当教員という部門がありますが、そこをいじめに特化するということはありません。
奈良委員長	ほかに質疑等はございませんか。
	(特になし との声あり)
奈良委員長	それでは、議案第19号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
	(異議なし との声あり)
奈良委員長	御異議なしと認め、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。
	次に、議案第20号「流山市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。
学校教育部長	(千葉県職員に係る看護休暇の制度が改正されたことに伴い、学校職員の看護休暇承認申請書の様式を改める旨を説明)
奈良委員長	本案について、質疑等ありましたらお願いします。
小林委員	看護休暇ということですが、介護との使い分けがあるのでしょうか。
学校教育部長	高齢者の介護も含めたものです。また、長く患っている子どもさんの看護も

認められます。

小林委員

最近は、労働基準法等でも「介護」と「看護」の細かい使い分けが行われています。「看護」というのは病気なので基本的には治るものです。一方、「介護」は治らないものです。治らない人のケアもずっとしてあげなければならないという考え方が「介護」の発想です。いろいろな法律が改正されてきているのに、なぜ看護休暇なのだろうかと思ったのですが。

奈良委員長

確かに看護することによって治るケース、治らないケース様々だと思えます。介護となりますと、要介護の状態から要支援の状態に戻るケースはあり得ますが、大変な思いをされている家族の方がいらっしゃるので、介護保険制度を作って、他の人の力を借りることができるようにしたわけです。それでも、いろいろな意味で家族の方は大変だと思えますので、小林委員が言われたように、「看護」という言葉を使うのであれば、「介護を含む」という文言を入れることも必要なのではないのでしょうか。これは千葉県の制度ですので、県との調整をしていただけたらと思います。介護を必要とする家族がいる先生方が、申請しやすくしていただきたいと思えます。

教育長

従前から「看護休暇」という名称ですが、これまでも家族の介護に当たっている職員が取得してきていますので、理解度は進んでいると思えます。申請の際は、介護の状況を記載してもらいます。かつては診断書の添付を求めていましたが、現在はそれも必要がなくなっています。治る、治らないということよりも、自分が当事者として看護又は介護を必要とする人を見なければならない状況にあるかどうかだけの判断ですので、「看護」という文言で不利益になることはないと思えます。

小林委員

「介護」というと病気ではない人がいるわけです。一見すると元気そうな高齢者でも、実は認知症の症状がある人もいます。「介護」ならばいいわけですが、「看護休暇」というとこれを認めるのはおかしいのではないかということと言われることも労働現場ではあるのではないのでしょうか。

学校教育部長

千葉県が定めた細目の中では、「看護を必要とする一の継続する状態」については、「疾病の有無、疾病の種別、疾病の重複あるいは先天性か後天性かであるかにかかわらず、要看護者が何らかの理由により一人では日常生活が営め

ない状態が引き続く状態」とされています。その旨を申請書に記載し、状況によっては診断書等の要看護者の状況を客観的に判断できる書類を添付してもらった上で、判断することになります。

辻職務代理者 この流山市の服務規程の中には、看護休暇の定義は書かれていなくて、千葉県の規程を見ることになるわけですね。

学校教育部長 この看護休暇もそうですが、育児休業にしても療養休業にしても、必要な書類についての定めはこの服務規程で定めるわけですが、実際の運用については千葉県の定めに基づくことになります。

教育長 学校の教職員は流山市の職員ではなく、千葉県の職員ですので、千葉県の規則の定めに従います。ただし、申請書類については、市の服務規程で定める必要があるわけです。

小林委員 「看護」というのは、せいぜい2、3か月だと思います。ところが、「介護」となるとずっと続くかもしれない。そうすると、働かせる側としては、「看護」と「介護」を厳密に区別して取り扱わなければならないということが日常的に起きているのです。

教育長 看護休暇は無給の休暇ですので、身分を有して看護に当たるという考え方で

す。

奈良委員長 ほかに質問はございませんか。

(特になし との声あり)

奈良委員長 それでは、議案第20号については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

奈良委員長 御異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、各課等報告を生涯学習課からお願いします。

- 生涯学習課長
- 1 教育委員会主催事業について
 - 2 教育委員会後援事業について
 - 3 指定管理者自主事業について

奈良委員長 次に、公民館からお願いします。

- 公民館長
- 1 教育委員会主催事業について
 - 2 教育委員会共催事業について

奈良委員長 次に、図書・博物館からお願いします。

- 図書・博物館長
- 1 教育委員会主催事業について
 - 2 教育委員会後援事業について
 - 3 指定管理者自主事業について

奈良委員長 以上の各課等報告について、質疑等ございますか。

小林委員 後援事業の平和のための戦争展ですが、公民館などは後援事業でなければ使えないのですか。

生涯学習課長 そういったことはございません。

小林委員 そうすると、後援名義をつけるメリットは何かあるのでしょうか。後援自体をやめてもいいのではないですか。こういった、政治的背景があるおそれがある事業を後援すると、後援する側も迷惑を被ります。以前に、憲法9条の会の事業の後援をする、しないで大騒ぎになったことがあるようです。そうならば、後援自体、する必要があるのでしょうか。

辻職務代理者 どういうものを後援するかについての規定はあるのですか。

生涯学習課長 流山市教育委員会後援に関する要綱というものがあります。

辻職務代理者	<p>これらの事業が後援事業として認めているということは、教育委員会の意図に合っている。流山市としてこの事業をプロモートしたいという意味表示だと思います。そうすると、本来は、相手方から後援事業として認めてほしいという申請があって、その内容に問題がなければ承認するというものではないはずで、別の言い方をすれば、時代によって変わるでしょうし、こういう事業を後援したいという市としての意思表示だと思うのです。そこを明確化した方がいいのではないのでしょうか。</p>
小林委員	<p>流山市教育委員会後援に関する要綱の第2条に政治活動、宗教活動の内容が定められています。例えば、クリスマスが近づくと、ゴスペルをやりたいという事業があるかもしれません。その際に、この要綱を持ち出して、宗教活動に後援するのはおかしいという意見が出てくる可能性もあります。そういう論理が出てくるおそれがある後援制度をやめてしまってもいいのではないのでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>窓口ではそのような意見を述べる方もいます。どこまでを政治や宗教とみるかは非常に難しいものです。ただ、これは流山市だけの問題ではなくて近隣市における後援との関係もありますので、関係市と連携を取りながら慎重に取り扱っていきたいと思います。</p>
奈良委員長	<p>別のことですが、以前もお願いしたことがあるのですが、流山市では、いわゆる千葉都民といって、昔から住んでいらっしゃる人よりも、引っ越して来られた方が多くなっています。流山の文化としてどういうものがあるのか、子どもたちにも分かるように、おびしゃやヂンガラ餅行事などの伝統的行事を見る機会を文化会館等で開催することも検討していただきたいと思います。</p> <p>ほかに何かございますか。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
奈良委員長	<p>特にないようですので、以上で各課等報告を終了します。</p> <p>続きまして、先ほど非公開と決定しました議案第21号「平成25年度使用小学校・中学校用教科用図書の採択について」の審議に入りますが、非公開の議案については、本来、議事録をとっていないところですが、本案件を巡る社会的状況を勘案いたしまして、記録を残したいと思います。なお、議事録につ</p>

いては、9月1日以降に公開することとします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

学校教育部長 (平成25年度に使用する小学校・中学校用教科用図書を採択する旨を説明)

奈良委員長 本案について、質疑等ありましたらお願いします。

小林委員 東葛飾西部採択地区協議会で議論になったことはありますか。

学校教育部長 東葛飾西部採択地区協議会は、松戸市、野田市と流山市からそれぞれ6名の委員が出席します。教育長、教育委員2名、保護者、校長及び現場の教員です。教科書の展示会で見ていただいたり、現場の教員から選ばれた専門調査員の意見を参考にして、審議していただいています。その中で、専門調査員からは、社会科の教科書で歴史に関する記述についての説明など、各教科ごとに説明があつて、それを踏まえて採択が行われました。

指導課長 今回、特別支援教育用の6冊が新たに加えられました。これについては、子どもたちの発達段階に合っているか、どういった指導場面で使われるのか、の2点について協議が行われました。

教育長 以前は、東葛6市が一つの採択地区になっていました。その後、地区が二つに分かれました。各市ごとに採択するべきだという意見もあります。政令指定都市や中核市であれば、独自に採択することができるのですが、松戸市、野田市、流山市は広域で採択地区を設けて採択を行っており、4年に一度の図書の改定のときに、審議をしていただいています。今回は、特別支援教育用の図書についての審議をしていただきました。今後は、平成26年度に小学校、平成27年度に中学校の採択となります。

加藤委員 専門調査員の方は、それぞれの教科書について、比較して良い、悪いといったことは一切言いません。これが良かったと思えるような言い方もしないで、それぞれの教科書の特徴を簡潔に説明してくれます。結局、自分の目で見て考えるしかありません。そして、投票の結果、かなり競り合ったものもありましたが、公正に選ばれたという状況でした。

奈良委員長	<p>私も採択協議会に出席しました。その中で、「障害」の「害」の漢字を使用している点を指摘させていただきました。以前に、文科省関係の書類を作成したときに、「障害」という漢字を使ったら、「害」はひらがなで書くようにと言われたことがあったのです。また、「障」という字も問題があるという意見もあります。これらについては、文科省自身も線引きがはっきりしていない状況のようです。</p> <p>教科書については、生涯学習センターで展示していますので、時間があれば全て見る事が可能です。</p> <p>ほかに質疑等ありませんか。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
奈良委員長	<p>以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。そのほか、協議することはございますか。</p>
小林委員	<p>子ども専用いじめホットラインですが、具体的な相談の内容、それに対してどう答えたかといったデータベースはあるのですか。それと、各学校で起きたケースについてもあるのでしょうか。</p>
指導課長	<p>データベースとして管理しております。未解消の部分については、個人的な事例として丁寧に追跡したものを教育委員会でも持っております。</p>
小林委員	<p>非常にクリティカルなことが起きてしまった場合に、データベースをもとにしてどのように情報を処理していったらいいか、対策が立てられるようにしておくべきだと思います。</p>
奈良委員長	<p>健歯コンクールですが、昨年度は長崎小学校が県の最優秀校になって、今年度は西初石中学校ということで、先生方の御協力をいただいております。子どもたちに還元していくことですので、今後もよろしくお願いします。</p> <p>それでは、次回の教育委員会議について事務局からお願いします。</p>
教育総務課長	<p>次回の教育委員会議は、8月29日(水)午前9時30分から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>

(次回の日程協議)

奈良委員長

次回の教育委員会議は、8月29日(水)午前9時30分から開催します。
以上で、平成24年流山市教育委員会議第7回定例会を終了します。

(閉会 午後0時10分)